

制裁概要一覧

A. 注意事項

本制裁概要一覧は、海運業界に最も関係深いと考えられる国々に対する EU および米国による制裁措置をまとめたものです。本一覧は EU および米国によるあらゆる制裁措置を網羅したものではありません。

本制裁概要一覧は、刻々と変化する EU および米国制裁の概観を示すものです。本一覧は制裁に関する包括的な助言を提供するというよりも、さらなる検討のきっかけを提供することを目的としています。EU および米国制裁は複雑であり、本一覧のような総合ガイドで制裁に関して生じる可能性のある状況の全てを一つ一つ取り扱うことはできません。下段の概要にリストされた国々や当該国々の個人/団体と取引する際には常に注意を払う必要があります。制裁に関して懸念や不明な点がある場合には、コンプライアンス部門に相談したり法的助言を求めたりする必要があるでしょう。

EU および米国制裁規則は頻繁に変更/更新されます。本一覧は制裁措置についての変更情報を入手次第アップデートされます。ただし、変更にはタイムラグがある可能性がありますのでご注意ください。

妥当な Due Diligence を尽くしたことを確保するために実施すべき標準的な Due Diligence プロセスは存在しません。求められる Due Diligence のレベルは事案毎に異なり、個々のリスクに応じた対応が必要になります。

B. EU 制裁の範囲

EU 制裁の適用範囲は以下のとおりです。

- (a) 領空を含む EU 領域内
- (b) EU 加盟国の管轄権下にある航空機もしくは船舶上
- (c) EU 領域内外に所在する EU 加盟国の国民
- (d) EU 領域内外に所在する EU 加盟国の法律の下で設立された法人、団体、組織
- (e) EU 領域内で一部もしくは全部の事業を営む法人、団体、組織

C. 金融規制 – EU 資産凍結対象者リスト

EU 制裁規則は、金融規制の対象となり資産凍結される特定の個人/団体をリストしています。金融規制対象者のリストは、アクセスの容易さから英国政府大蔵省の次のリンクを参照するようお勧め致します：[\(Link to UK government consolidated list of financial sanctions targets \(includes EU targets\)\)](#)。同リストは EU 金融規制対象者のみでなく、EU 金融規制の対象外であるが英国や国連の制裁対象となっている団体/個人もリストしていることにご注意ください。

リストを検索する際の注意事項として、ある人物/団体が様々なスペルで表記されることがあり、可能性のあるスペルを全て検索する必要があります。

D. EU 制裁に関する詳細

現在施行されている EU 制裁および関係規則に関する詳細は次のリンクで確認することができます：

http://eeas.europa.eu/cfsp/sanctions/docs/measures_en.pdf

E. 米国制裁の範囲

原則として米国制裁の適用範囲は以下のとおりです。

- (a) 米国領域内

(b) 米国領域内外を問わず米国民および団体

ただし、イランおよびロシア等に対する米国制裁は一部域外適用の効力を有し、そのため米国とつながりのない状況にある非米国民/団体にも適用される場合があります。

なお、米国による武器の禁輸は域外適用の効力を有します。米国による武器の禁輸は、所在地を問わず米国産アイテムや技術データを含むあらゆる防衛物資および防衛サービスに適用されます。そのため、非米国人による非米国間の当該物資の輸送であっても、当該物資に米国関係のもの（物質ベースか知識ベースかを問わない）が含まれていて必要なライセンスや書面での認可が国防貿易管理局（DDTC）から得られていない場合、米国輸出管理規則違反となる可能性があります。

F. 金融制裁 — 米国 “Specially Designated Nationals”リスト

米国制裁規則では、外国資産管理局 (OFAC) による Specially Designated Nationals and Blocked Persons (SDNs) リストにて制裁対象となる特定個人をリストしています。SDNs の資産は凍結され、米国民は基本的に SDNs との取引を禁止されます。また、非米国民や非米国団体がイランの SDNs と取引する場合、米国当局が当該非米国民/団体に対しても制裁措置を適用するリスクがあります。

SDN リストは次のリンクで確認できます：[Listed persons, groups and entities subject to US restrictive measures \(SDN List\)](#)。

リストを検索する際の注意事項として、ある人物/団体が様々なスペルで表記されることがあり、可能性のあるスペルを全て検索する必要があります。また、50%以上 SDN により所有されている企業も SDNs に分類されます。

G. 米国制裁に関する詳細

現在施行されている米国制裁および関係規則に関する詳細は次のリンクで確認することができます。

<http://www.treasury.gov/resource-center/sanctions/Programs/Pages/Programs.aspx>。また、米国による武器の禁輸に関する情報について国防貿易管理局の次のリンクをご参照ください：http://pmdtc.state.gov/embargoed_countries/index.html。

外国資産管理局 (OFAC) の海運に関する勧告についての注意事項

OFAC は、海運業に影響を与える制裁に関連する 2 つの重要な勧告資料を発行しました。これらは新たな制裁ではありませんが、シリアおよびイランに関連する制裁の施行に対する OFAC の方針に関する重要な情報です。本勧告に関しては以下のリンクをご覧ください。

シリア - https://www.treasury.gov/resource-center/sanctions/Programs/Documents/syria_shipping_advisory_03252019.pdf

イラン - https://www.treasury.gov/resource-center/sanctions/Programs/Documents/iran_advisory_09032019.pdf

イラン制裁に関する注意事項

イランに対する米国制裁

2018 年 5 月 8 日、トランプ大統領は、米国が EU+3 (英国、米国、EU、中国、フランス、ドイツおよびロシア) とイランの包括的共同作業計画 (JCPOA) から撤退することを発表しました。以下に記載するとおり、段階的縮小期間の後、米国は 2016 年 1 月 16 日 (Implementation Day) に解除されたイランに対する制裁を再開しました。

EU の対応

欧州連合は JCPOA に対する継続的な強い支持を示しています。2018 年 5 月 18 日、「障壁規則」(EU 企業がイランに対する米国の制裁に従うことを実質的に禁じる) を拡張することによって制裁に対抗し、直接イランの中央銀行に対する一定の石油関連の支払をサポートする意志を発表しました。更新された障壁規則 (Council Regulation (EC) No 2271/96) は、2018 年 8 月 6 日に施行されました。2019 年 1 月 31 日には、フランス、ドイツ、および英国 (「E3」) が、別途、様々な事業活動に関連する決済の選択肢を EU の企業に提供するために、決済チャネルとして特別目的車両 (「貿易取引支援機関」または INSTEX) を設けることを発表しました。2019 年 6 月 28 日に、イラン JCPOA の合同委員会 (中国、フランス、ドイツ、ロシア、および英国から構成される) は、INSTEX が運用中で

あること、EU 加盟国の全てに利用可能であること、および決済が開始されたことを発表しました。

米国と欧州連合の制裁の方向性の相反は複雑であり、完全には解決していません。したがって、進展中の状況を監視するために注意を払い、イランまたはイランの団体を含む取引に影響する全ての制裁に対する遵守を確保しなければなりません。

H. 更新日

本一覧は、以下のとおりアップデートされ、**2019年11月5日付**となっています。

No.	制裁対象国	EU 制裁	米国制裁
1.	キューバ		<p>一般原則として、米国の管轄権下にある者(米国企業、米国管轄権下にある者によって所有/支配されている非米国企業、米国民、所在地を問わず永住資格を持つ外国人、米国領域内の全ての者)は、所在地を問わず、以下に定める一部の例外を除き実質的にキューバもしくはキューバ政府とあらゆるビジネスもしくは関連する取引を行うことを禁止される。</p> <p>貿易規制</p> <ul style="list-style-type: none"> 米国管轄権下にある者が、直接または第三国を経由してキューバもしくはキューバ国民への物資、技術、サービスの輸出、

No.	制裁対象国	EU 制裁	米国制裁
			<p>再輸出、または輸入を含むキューバに関連するほとんどの取引に従事することの禁止。ただし、ライセンスが発行されている場合、もしくはライセンス免除が適用されている場合を除く。なお、ほとんどの米国原産のアイテムの輸出に対して基本的にライセンス発行には消極的だが、様々な例外がある(ここでは詳細は述べない)。</p> <ul style="list-style-type: none"> キューバから/への物資またはキューバあるいはキューバ国民が関係する物資を積載している船舶が、当該物資を積載したまま米国へ入港することの禁止。ただし、ライセンスが発行されている場合、もしくはライセンス免除が適用されている場合を除く。 キューバとの取引に従事した船舶が、キューバを出港した日から 180 日以内に荷役のため米国に入港することの禁止。ただし、ライセンスが発行されている場合、もしくはライセンス免除が適用されている場合を除く。 <p>貿易規制の例外(注意: 以下は全ての例外を網羅しているわけではない)</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報物資および特定の寄付された食品の輸出/再輸出。

No.	制裁対象国	EU 制裁	米国制裁
			<ul style="list-style-type: none"> • 取引が特定の指定されたライセンス免除に該当する物資の輸出/再輸出。とりわけ次のものが含まれる：(i) 報道関係者による報道関係資材の一時輸出/再輸出、(ii) 合法的に輸出されたアイテムまたはソフトウェアのための操作技術またはソフトウェア、(iii) 合法的に輸出されたアイテムの交換部品、(iv) 個人荷物、(v) 政府または国際機関によるもの、(vi) 原産地や性質を問わずカナダから米国を通して輸送されるアイテム、(vii) 人道的寄付のギフトおよび荷物、(viii) 農産物の輸出、(ix) 通信装置、(x) キューバ国民を支援する特定アイテム（例：建築資材、民間分野の道具および設備、科学、考古学、文化等の活動のためのアイテム、キューバとの通信を改善するアイテム）。 • インターネット通信（ソーシャルネットワーキングなど）に付随する特定サービスの輸出/再輸出で、観光および特定の通信アイテムの輸出/再輸出に関するサービスの促進を目的としないもの（当該活動のために、米国管轄権下にある者はキューバ国民との商取引を含むキューバでの事業の展開・維持に必要なあらゆる取引を実施することができる）。注意：米国管轄権下にある者は、直接/間接を問わずキューバから/への物資またはサービスの商業輸出にならなければ、第三国にいるキュー

No.	制裁対象国	EU 制裁	米国制裁
			<p>バ国民個人に物資およびサービスを提供できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> キューバに所在するあらゆる者への米国からの物資の輸出または米国外からの物資の再輸出に通常付随する取引で、当該輸出もしくは再輸出が米国輸出管理規則に基づき認可され、農産物の場合には一定の金融取引条件を含め一定条件を満たすもの。 一定の旅行関連取引および商務省による輸出または再輸出認可ライセンスポリシーに合致する物資に関するキューバでの市場調査、商業マーケティング、販売または契約交渉、配送、設置、リース、サービス、修理に直接付随する一定の取引。ただし、旅行者の行動スケジュールに全スケジュールに合致する時間を超える自由時間や娯楽時間がない場合に限る。 米国管轄権下にあり第三国にいる者は、第三国にいる間にキューバ原産品を含め禁止商品を購入または取得し、またキューバやキューバ国民から第三国での旅行や生活に通常付随するサービスを受けることができる。また、米国管轄権下にあり第三国にいる者は、個人的使用のために輸入する場合に限り、キューバ原産品を含め第三国で購入または取得した禁止商品を手荷物として米国に輸入することができ

No.	制裁対象国	EU 制裁	米国制裁
			<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> キューバ原産のソフトウェアおよび携帯電話機用アプリケーションの輸入は許可される。 キューバへの輸出または再輸出について従前特別な認可を要した物資の米国または第三国への輸入およびかかる物資の修理で、一定条件を満たすもの。しかし、修理された物資または交換物資のキューバへの輸出または再輸出は、別途の認可を要する。 米国管轄権下にある者は、規制により禁止された取引についての単発での契約締結や、かかる契約交渉/締結に通常付随する取引を行うことができる。ただし、契約履行は、OFAC および他の関連連邦政府機関による事前認可を明示条件とする。 キューバとの取引に従事した船舶がキューバ出港後 180 日以内に荷役のため米国に入港することを禁止する措置（上述参照）の例外として、非米国籍船は、米国輸出管理規則の下で EAR99 として指定されている物資または反テロリズムの理由でのみ商務省規制品リスト上で管理される物資に限って第三国からキューバへの輸出に従事した場合は、キューバ出港後 180 日以内であっても米国に入港すること

No.	制裁対象国	EU 制裁	米国制裁
			<p>ができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 米国管轄権下にある者は、キューバやキューバ国民に、国民生活に直接に役立つキューバのインフラを発展、改良、維持および強化するサービスを提供することができる。ただし、かかるサービスは、米国商務省のライセンスポリシーに合致していなければならない。上記には、米国、キューバおよび国際社会の大气/水質/海岸の環境保護関連プロジェクトを含む。 <p>金融規制</p> <ul style="list-style-type: none"> 米国管轄権下にある者によるキューバまたはキューバ国民が(直接/間接を問わず)関係する資産の取扱禁止。 トランプ大統領は 2017 年 6 月 16 日、自身の国家安全保障大統領覚書(NSPM)の中で、キューバ制裁プログラムを変更し、キューバに対する制裁を強化すると発表した。これらの変更は 2017 年 11 月 9 日に発効した。 米国は、経済活動をキューバ軍から引き離し、キューバ政府が国民のために政治的および経済的門戸開放に向け大きく舵取りを推進できるようキューバ政策を強化してきた。施

本資料はサンプル(抜粋)です。

最新の制裁概要一覧(完全版)は組合員のみご覧いただけます。